

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境

2(1)で前述した国立公園の将来目標の達成に向けて、本公園に特徴的な資質であり、特に国立公園として配慮すべき風致景観及び自然環境として「利尻山を望む景観」、「海岸線から生育する高山植物群落」、「サロベツ原野の自然景観」、「国立公園内に生息する野生動物の保護と管理」、「砂丘林及び砂丘林帯湖沼湿原群の保全」の5点を抽出し、その現況と課題、管理における対応方針を次のとおりまとめた。

(ア) 利尻山を望む景観

<現況と課題>

利尻山は利尻礼文サロベツ国立公園のシンボルであり、利尻島内はもちろん、島外（礼文島、本土部の海岸砂丘林、サロベツ原野等）からも雄大な山容を望むことができる。しかし、風力発電施設の建設や携帯電話のアンテナ鉄塔の設置等、景観に支障を及ぼすおそれのある工作物の新築が懸念されている。

<管理における対応方針>

利尻島内における園地、歩道、海岸線道路等の主要展望地からの利尻山の眺望を確保するとともに、島外の園地、歩道、海岸線道路等の主要展望地からの利尻山の眺望も確保する。

(イ) 海岸線から生育する高山植物群落

<現況と課題>

利尻礼文サロベツ国立公園は我が国最北の国立公園であり、本州では2,000m級の高山でしか見られない花々を海岸線付近から見るることができる。一方、団体ツアーをはじめとした公園利用者の登山道や木道、園地の広場以外への場所に立入

りよる高山植物の踏み荒らしや盗掘による高山植物群落の衰退、海岸砂丘地区における海岸侵食やオフロード車等の車両の乗入れによる海浜・海岸植物群落の衰退のほか、靴底からの泥の持ち込み、園芸植物・道路緑化植物の分布拡大等によるオオアワダチソウ、コウリントンポポ、オオハンゴンソウ等本来この地域には存在しなかった植物の侵入等が課題となっている。また、今後国立公園内へ、特定外来生物のセイヨウオオマルハナバチの侵入、定着による在来マルハナバチや高山植物への影響が懸念される。

< 管理における対応方針 >

高山植物の踏み荒らしや盗掘については、自然保護官や自然公園指導員、パークボランティアが巡視活動を行い、公園利用者に対し、注意喚起、普及啓発に努めるほか、自治体等関係機関、地域の自然保護巡視員、フラワーガイド等との協働で対処可能とする連携体制を確立する。またホームページや利用拠点施設等において、踏み荒らしや盗掘に関する情報の発信や、団体利用者向けの広報活動を行い、公園利用者の理解を深めるよう努める。

海岸侵食による海浜・海岸植物群落への影響については、関係機関や地域活動団体と協力し、定期的にモニタリングを行う。

外来生物の侵入については、生態系に悪影響を及ぼすことのないよう、関係機関と連携し、侵入防止に努めるとともに、グリーンワーカー事業やパークボランティア等の協力を通じて、駆除活動を推進する。

また、レブンアツモリソウ等の希少植物について、盗掘の危険にさらされる場所に生育するものは、保護管理できる箇所への移植等適切な対応を行う。

(ウ) サロベツ原野の自然環境

< 現況と課題 >

サロベツ原野は低平地における日本最大の高層湿原を有する他、中間湿原から

低層湿原、ペンケ沼、パンケ沼等湖沼があり、広い水平景観と多様な湿地環境が特徴である。

一方、近年は地下水位の低下による湿原の乾燥化が進み、ササ類が侵入する等、その自然環境に変化が生じている。

< 管理における対応方針 >

サロベツ原野の保全・再生に当たっては、上サロベツ自然再生協議会が平成 18 年に策定した「サロベツ自然再生全体構想」に基づき、関係機関と連携して自然再生事業を推進する。自然再生事業は、学術研究から得られる知見が適切に活用されることが望まれることから、研究機関等との連携に努める。

自然再生活動への住民参加を進めるため、地域リーダーの養成や環境教育の普及に努める。

(エ) 公園内に生息する野生動物の保護と管理

< 現況と課題 >

本国立公園は国内最北部に位置し、島嶼を含む等の地理的条件に特徴があり、海洋から山岳まで多様な環境が存在するため、様々な鳥類の繁殖地となっている。また渡りの中継地としても重要な地域であり、極北部で繁殖するシロフクロウ、シロハヤブサ、ユキホオジロ、ツメナガホオジロ等を見ることができる。

海岸砂丘林やサロベツ原野においては、特定外来生物のアライグマが確認されており、在来生物への影響が懸念される。

海棲哺乳類については利尻島のポンモシリ島、礼文島の金田ノ岬、トド島、稚内市抜海港等においてゴマフアザラシ等を観察することができる。しかし、一方で漁業被害を及ぼす場合もあり、トドは有害鳥獣捕獲の対象となっている。

また近年、海岸砂丘地域やサロベツ原野においてエゾシカが急増しており、ロードキルによる交通事故や牧草地やサイレージでの農業被害、樹皮や湿原植物へ

の食害が見られる。

< 管理における対応方針 >

繁殖地、渡りの中継地となっている草原、森林、湖沼の自然環境を保全するため、湖沼では渡りの時期におけるモーターボート等の動力船の使用や、繁殖地、水質に影響を与えるおそれのある開発行為を極力制限するとともに、園地整備や自然再生施設の整備にあたっては、鳥類、動物の餌場となっている水草、昆虫の生息できる環境づくりを推進する。

繁殖地に侵入し影響が懸念されるアライグマについては、国立公園周辺を含め関係機関と連携し防除を実施していく。

海棲哺乳類については、生息地や個体への著しい接近を避ける等、漁業に影響を及ぼさないよう、観察対象として適切な対応に努める。

エゾシカの増加によるロードキルの課題については、標識整備等による運転者に対する注意喚起を行い、農業被害、自然生態系への影響については、鳥獣関係機関等と連携し対処する。

(オ) 砂丘林及び砂丘林帯湖沼湿原群の保全

< 現況と課題 >

海岸線に平行して数列帯状に発達した砂丘上には、海岸から内陸にかけての砂丘列ごとに異なった林相を見ることができ、砂丘間には多数の湖沼や湿原が見られる。しかし、周辺における農地の造成、排水路の整備、公共事業用の砂の採取等、土地利用の変化より、湖沼の水位低下や隣接する森林帯の樹木の枯損や砂の流出が起きている。

< 管理における対応方針 >

湖沼の水位低下については、水位変動のモニタリングを研究機関等と連携し行い、原因の把握に努め、上サロベツ自然再生協議会等で対策を協議する。

砂丘林に隣接地における土石の採取は、国立公園内については土石採取が可能な範囲を定め対処し、国立公園外については、事業者や関係機関に対し、緩衝帯の設定等自然生態系保全のための配慮を求める。

(2) 関連施策との連携

利尻礼文サロベツ国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連施策によって行われていることから、それらとさらに密接な連携を図り、推進する。

(ア) 鳥獣保護法に基づく野鳥の保護

国指定サロベツ鳥獣保護区(2,560ha)は集団渡来地として平成4年に指定され、その区域は利尻礼文サロベツ国立公園と重複している。サロベツ鳥獣保護区にはヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ、アカエリカイツブリ等が見られ、渡り鳥の中継地として重要な地区である。また、北海道により利尻島、礼文島、夕来稚咲内に鳥獣保護区が指定されており、それぞれ国立公園と一部重複している。

エゾシカによる食害等については、北海道のエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数調整、モニタリングと予防策の実施、森林生態系への悪影響の防止を進めていく。

(イ) 種の保存法に基づくレブンアツモリソウ保護増殖

レブンアツモリソウは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づく特定国内希少野生動植物種に指定されている。特に保護や増殖が必要な種として環境省及び農林水産省(林野庁)により「レブンアツモリソウ保護増殖事業計画」が策定されており、モニタリング、盗掘防止対策、人工培養等について、環境省、林野庁、北海道、礼文町が取り組ん

でいる。環境省はレブンアツモリソウの生育地である礼文町船泊地区（財務省所管地 1.7ha を平成 11 年に環境省所管地に所管換）及び鉄府地区（財務省所管地 4.6ha を平成 18 年に所管換）において、盗掘防止のための巡視、モニタリング調査等を実施している。

(ウ) 外来生物法により指定された特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されている種については、国立公園内では、利尻島、礼文島でのオオハンゴンソウ、海岸砂丘林、サロベツ原野でのアライグマ等が確認されている。また稚内市街地ではセイヨウオオマルハナバチが確認されており、国立公園内への侵入が懸念される。

オオハンゴンソウについては、利尻島オタドリ沼、礼文島久種湖においてグリーンワーカー事業及びボランティアの協力を得た駆除作業を行っている。

在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来生物の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めると共に、侵入状況についてモニタリングを行い、関係機関と連携し防除等対処を行う。

(エ) 自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会

平成 17 年 1 月に自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会が設立され、18 年 2 月に上サロベツ自然再生全体構想が策定された。豊富町、サロベツ農事連絡会議、稚内開発建設部により、湿原と隣接農地の共生に向けた対策（緩衝帯の設置等）についての実施計画が作成された。環境省では公園計画に 4 箇所の自然再生施設を位置づけ、基礎情報の収集整理、湿原乾燥化防止、ササ侵入防止対策、ペンケ沼、砂丘林帯湖沼群の土砂流入防止、水位低下対策、泥炭採掘跡地の修復に関する調査、試験施工を行っている。今後、これ

までの調査結果を基に具体的な事業内容を実施計画にまとめ、上サロベツ自然再生協議会に諮りながら実施していく。

(オ) サロベツ原野のラムサール条約湿地登録

サロベツ原野は、国内の低平地で最も広い高層湿原であり、多様な湿原植生、砂丘湖沼群の水草、ヒシクイの飛来地等の特徴があり、2005年にウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国会議の開催に併せ、11月8日付けでラムサール条約湿地に登録された。登録箇所は、全域が国指定鳥獣保護区特別保護地区であり、利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区及び特別地域と重複している。

(カ) 文化財保護法に基づく自然保護施策

利尻礼文サロベツ国立公園内にある北海道指定の史跡名勝天然記念物は「礼文島桃岩付近一帯の野生植物(123ha)」「利尻島のチシマザクラ自生地(30ha)」「稚内海岸砂丘林(1,563ha)」「レブンアツモリソウ群生地(10ha)」の4地区である。指定された天然記念物は、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには北海道教育委員会の許可が必要となる。

(キ) 森林法等に基づく森林の保護施策

本国立公園は国有地が8割を占め、その多くが国有林である。また公有林や民有林もある。林地の多くは保安林に指定されており、樹木の伐採や土石の採掘、土地の形質変更の行為に制限がある。

森林整備事業では、多様で健全な森林整備を図っている。生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種を主体とした地域固有の森林を再生する等の施策の実施が期待される。

また、レクリエーションの森における「森林環境整備推進協力金」により、礼文島レブンアツモリソウ群生地では高山植物保護協力金、利尻山登山道では利尻山環境整備募金がそれぞれの利用施設における維持管理等に活用されている。

(ク) 景観法等関連施策との連携

特に利尻島、礼文島では、来島者は「国立公園」より「島」を意識していると考えられるので、国立公園内を快適にすることはもちろん、国立公園区域外においても、快適な環境や街並みづくり等「島」全体の印象を今後とも好感の持てるものとするよう関係機関と協力する。

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、景観計画の策定に際しては、国立公園及びその周辺域の景観保護について連携を図る。